(13) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき一メートル・トンとする。

(ii) 枠内税率は、無税とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b) 表の5欄に「(13)」を掲げた品目に分類される原産品については、この附属書に基づく関税上の特恵待遇を受けるために品目証明書を付するものとする。

(c) 両締約国は、第二・四条2の規定に従い、五年目において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉するものとし、表の5欄に「(13)」を掲げた品目に分類される原産品の輸入量が一メートル・トンを超えた年の翌年において、その後の合計割当数量について交渉する。

(d) 表の5欄に「(13)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、前編1(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(14) 両締約国は、第二・四条2の規定に従い、五年目において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

(15) 両締約国は、第二・四条2の規定に従い、五年目又はモンゴル国若しくはその一部が国際獣疫事務局により口蹄疫の清浄国若しくは清浄地域として公に認定された後に日本国政府が行う危険性の評価に基づいて両締約国がモンゴル国からの偶蹄類の肉及び肉製品の輸入が疾病をもたらすおそれがないと合意した年のいずれか早い年において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

(16) 表の5欄に「(16)」を掲げた品目に分類される原産品については、この附属書に基づく関税上の特恵待遇を受けるために品目証明書を付するものとする。

2 前編2の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号、第七四〇三・一一号、第七四〇三・一二号、第七四〇三・一三号、第七四〇三・一九号、第七八〇一・一〇号、第七九〇一・一一号及び第七九〇一・一二号に分類される原産品について課される関税であって、次節の表の3欄に定める特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する一年目の合計割当数量は、一年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この3の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

4 この節の規定に基づく関税割当ての実施及び品目証明書の運用に当たっては、手続規則において詳細な規則を定めるものとする。

第二節　日本国の表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第一類	動物（生きているものに限る。）			
○一・○一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）			
○一○一・二一	馬			
	純粋種の繁殖用のもの			
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
○一○一・二九	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）		X	A
	その他のもの		A	
○一○一・三〇	その他のもの			
○一○一・九〇	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
○一・○二	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）			
	その他のもの			
○一○二・二一	ろ馬			
○一○二・二九	その他のもの			
○一・○三	牛（生きているものに限る。）			
○一○三・一〇	家畜のもの			
	純粋種の繁殖用のもの			
	その他のもの			
○一○二・三一	水牛			
○一○二・三九	純粋種の繁殖用のもの			
○一○二・九〇	その他のもの			
	純粋種の繁殖用のもの			
○一・○三	その他のもの			
○一○三・一〇	豚（生きているものに限る。）			
	純粋種の繁殖用のもの			
○一○三・九一	その他のもの			
	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの			
○一○三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの			
○一・○四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）			
○一・○五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）			
○一・○六	その他の動物（生きているものに限る。）			
第二類	肉及び食用のくず肉			
○二・○一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
○二・○二	牛の肉（冷凍したものに限る。）			
○二○二・一○	枝肉及び半丸枝肉			
○二○二・二○	その他の骨付き肉			
○二○二・三○	骨付きでない肉			
○二・○三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			
	生鮮のもの及び冷蔵したもの			
○二○三・一一	枝肉及び半丸枝肉			
	いのししのもの			
○二○三・一二	その他のもの			
	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）			
	いのししのもの			
○二○三・一九	その他のもの			
	いのししのもの			
	その他のもの			
	冷凍したもの			
	いのししのもの			
○二○三・二一	枝肉及び半丸枝肉			
	いのししのもの			
	その他のもの			

(15) (15)